

【改正後】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、~~(削除)~~その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。

2. ～3 2. (省略)

以 上

(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

【改正前】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、~~普通為替証書、配当金領収証~~その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。

2. ～3 2. (省略)

以 上

(2025 年 4 月 1 日現在)

【改正後】

普通貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**(削除)**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以 上
(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

【改正前】

普通貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**配当金領収証**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

【改正後】

営農貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、~~(削除)~~その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～21. (省略)

以 上
(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

【改正前】

営農貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**配当金額収証**その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～21. (省略)

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

普通貯金無利息型(決済用)規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、~~(削除)~~その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以 上
(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

普通貯金無利息型(決済用)規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、~~配当金額収書~~その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

【改正後】

貯蓄貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、(削除)その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以 上
(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

【改正前】

貯蓄貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以 上
(2024 年 4 月 1 日現在)

【改正後】

納税準備貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**(削除)**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～20. (省略)

以 上
(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

【改正前】

納税準備貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**配当金領収証**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～20. (省略)

以 上
(2022 年 4 月 1 日現在)

【改正後】

出資予約貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、出資配当金および特別配当金からの振替預入れのほか、現金、手形、小切手、(削除)その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～18. (省略)

以 上
(2026 年 ○ 月 ○ 日現在)

【改正前】

出資予約貯金規定

1. (省略)

2. (証券類の受入れ)

- (1) この貯金口座には、出資配当金および特別配当金からの振替預入れのほか、現金、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～18. (省略)

以 上
(2022 年 4 月 1 日現在)